

陳情書 陳情第9号 平成26年8月28日
福島市議会議長、常盤信一殿 曲十博文



福島市議会議長

福島法定外公共物管理条例、平成19年11月7日
条例第263号の施行に係る条例改正について
の陳情

陳情事項（以後、条例第何号、項何とする）

1. 条例第4条1項1号から6号の2つの敷地を占有するなど
第一七九の2項を含むを厳しくすること。

2. 第22条条例の罰則の強化

(1) 現在、第22条第4項に対しての5万円以下の過料
を、10万円以下の罰金並びに1年以下の懲役に処する
ことと定め又2回以上の指導等をしても改善等
がない場合は、即ちに刑事罰とすることに、改
正すること。（告発、告訴等に不従等をすること）

(2) 第5章2項条例の期間の端了する日の3日前までの
申請書の提出の強化

3. 陳情の理由、趣旨等

(1) 上記の件について係員等が何回も指導等をして
いようですが改善が見られません。

(2) 行政側の対応が生ぬるく、即時撤去及ぶ罰則
等の厳しい態度を取る、ことをしないと思ふ。許可も
申請せず、亭子などもなく、車止めたり、土砂
等を埋めたり、物を置いたりしていふ状況が多
く見受けられます。この為に安全な通行が阻害され
支障をきたしてゐる為に適切な対応を求める。

別記、内容を精査の上条件の改正に
ご賛同くださるようお願いいたしまし

別記の件本署に対しても要望書を先日
8月27日提出を致しました。

以上

